慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	「貨幣問答」を中心として観たるサー・井リアム・ペチィの貨幣論（下）
Sub Title	
Author	高橋, 誠一郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1917
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.11, No.7 (1917. 7) ,p.869(27)- 895(53)
JaLC DOI	10.14991/001.19170701-0027
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19170701-0027

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

入の二倍半内外に居り、經費の節約、收入の剩餘に依て、之を銷却せんか、多大の年月を要す可く、公債の發行を以てせんか、國家に不利なる債務を加へざるを得ず。戰後通貨制度を舊狀に復せしむるに當て、佛蘭西の地位甚だ困難なるは、論を俟たざるなり。

「貨幣問答」を中心として觀たるサー・井リアム・ペチィの貨幣論（下）

高橋誠一郎

第十問に曰く、官府は此削減せられたる新貨幣に對し、是よりも三分の一だけ量目大なる舊貨幣に對すると同額の貨物を給付す可きを其人民に命ずることを得ざるや。答へて言ふ、然らば斯くの如き命令の效果は又海外に於て商品たるあらゆる人民の財の三分の一を奪ひ、而して常例の銀の定量の四分の三に對して是等の貨物を取得す可き外國人に之を與ふることゝ爲る可し。而して同一の命令は此宣言以前に於て當然支拂ふ可かりし貨幣の三分の一を債權者より奪ふことゝ爲る可し。更に問ふ、然らば新鑄造に際し四分の一を削減するに止め、若しくは其削減が僅々十分の一に過ぎざるものと假定するに因りて如何なる結果を生ず可きか。答へて曰く、結果は全然同一なり、何となれば大小の差は其質を變せしむる

ものに非ざるが故なり、Magis & minus non mutant speciem. 然も斯く瑣細なる場合に在りては常識を以て察知し得難きを以て這般の論證を必要とす可きも、汝若し一志を以て十志乃至二十志に通用せしむ可き場合を想像せば即ち其背理無稽は自ら顯然たるものある可く、從つて何等の論證をも要せざる可し。何となれば若し國民の富にして斯く一片の宣言に據りて十倍せらるゝを得可しとせば、斯くの如き宣言が久しき以前に於て早く吾が統治者に由りて發布せられざりしを怪まざるを得ざる可しと。

第十二問に曰く、國外の地に於て貨物を購入するの必要を有する者は總て、貨幣を輸出し、是に由りて全然吾が國産の貨物を輸出せざるに至ることなきか。答へて言ふ、縱令英國商人中、斯く不明なる者ありとするも、然も外國商人は彼等が各々自國より英國に齎せる貨幣を以て、或は又英國が貨幣よりも以上に愛好するが如き貨物を以て其所要の英國貨物を買ひ占むるなる可し。即ち英國貨物の販路は外國人が是等貨物に就きて有する用途及び必要を除きては他の何物にも依頼せざるが故なり。然も英國人にして土耳古に鉛を輸送することなく、其脚荷に貨幣を積みて彼地に赴き、斯くして彼が彼地に於て賣却し得可き鉛の輸送を失し、而して當初英國船に由りて送達せらるる可かりし鉛を英國より輸送するが爲めに更に一隻の船舶が貨幣を其脚荷に積みて土耳古より到着するは愚蒙の擧たるにあらずや。否、商人の機巧は總て這般の事情を察知するに存するを以て、鑄貨の量目及び名價に關する如何なる君主の宣言と雖も之を知悉せる外國人に對し、若しくは彼が自國の臣民に對しても亦、縱令一時は（pro præterito）彼等の間に擾亂を釀さしむることある可しと雖も、永く（pro futuro）重要なる意義を有せしむるものにあらず。吾人は再び言ふ、二十志の債務を負へる君主に取りては彼が自己特殊の希望を隱蔽して、あらゆる地主は今後其借地人が契約上彼等に當然支拂ふ可き二十志に對し十五志の地代を受理す可しと謂ひ、而して月曜日に一百磅を貸與せる者が（削減の宣言が火曜日に發布せられたりとして）水曜日に至り彼が二日以前に貸與せる其貨幣の四分の三、即ち七十五磅を償還せらる可きを言明するよりも、寧ろ彼が十五志のみを支拂ふ可しと聲言するの勝れるを見るなり。

第十三問に曰く、何故に磨滅せる吾が舊貨は之を新たに改鑄して齊一のものたり

らしめざるや。答へて言ふ、之に對する薄弱なる理由は多々存す可しと雖も、吾人の知悉せる範圍内に於ては有力なるもの唯だ一個あるのみ、即ち不齊なる惡貨は蓄藏を防止するに反し、量目大にして精良且つ美麗なる貨幣は、商人の團體に於てはさることなきも、或る少數の怯懦なる人々の間に之を蓄藏するの風を奬勵すると爲すものなり。吾が Britannia の半片貨は其美麗なるの事實に基き彼等が一般に普及するまでに殆ど全部記念牌として蓄藏せられたり（Stephen Martin Leake の Nummi Britannici Historia; or, an Historical Account of English Money, from the Conquest to the Uniting of the Two Kingdoms by King James I., and of Great Britain to the Present Time. 一千七百四十五年第二版第三百七十一頁に據るに――第一版は一千七百二十六年發行、僅々百四十四頁の小冊子なり。第三版は一千七百九十三年を以て現る――Britannia の半片貨は一千六百六十五年鑄造の銅貨なるも、一隣邦の君主の意を迎ふるが爲め直ちに回收せられたるを以て頗る稀少なりとあり。然れども Rev. Rogers Ruding は其 Annals of the Coinage of Great Britain and its dependencies. 一千八百十七―十九年版第二卷十四、五頁に於て同貨幣が果して一千六百七十二年末以前に溶解せられしとありや否やを疑へり）。即ち該貨幣は僅に一百箇を鑄造せられたるに過ぎざるものとせば、其實體を以て流通する時は半片の價値を有するに過ぎざるものなるに、其製作と稀少とに因りて五志以上の價値を有することある可し、是れ此種のものにありては製作が材料に優れるを證するものなれば Materiam superabat Opus.。

第十四問に曰く、貨幣が多數の賢明なる國家に由りて斯く屢々其名價を陞高せしめ、或は其實質を削減せしめ、若しくは粗惡ならしめられたる所以如何。答へて曰く、或る國家が這般の行爲を敢てするは宛も破產せる商人が其負債一磅に對し、十六志十二志又は十志を支拂ひて之を內濟にし、若しくは其債權者をして餘儀なく市價よりも遙かに以上に其貨財を引取らしむるが如し。而して同樣の國家は又一般に其貨幣を既知の量目及び品位の四分の三に削減するに由りて等しく彼等が支拂ふ可き金額の四分の三のみを支拂ふことを得可し。而して這個の術計は銀行業者及び會計係によりて不正なる動機に基き斯かる君主及び國家の寵倖を誘ひて計畫せらるゝ所なり。（以上 Quantulumcunque 第三並に四頁）。問者言ふ、然らば英國が絕えず最大なる窮迫に遭遇しつゝありしに拘らず、未だ斯くの如き手段

を實行したることなきは其名譽と爲す可きにあらずや。答へて曰く、自國內並に諸外國に對し交易の規矩及び度量を維持したるは彼等の叡智にして從つて又其名譽たりしなりと。

第十六問に曰く、然れども公正且つ誠實に貨幣の名價を陞高せしめ得可き場合なきや。答へて言ふ、鑄貨の種類を調整し、齊一ならしむるが爲めに行ふ場合是れなり。例へば同一量目及び品位の兩種正貨が相異れる歩合を以て收受せらるゝ場合の如し、斯くの如き際には其一方の價値を陞高せしめ若しくは他方を低下せしめ得可し。然もそは知悉し得る限り全世界の評價に據りて算定し、決してある私的意見に據らざることを必要とす。而して金銀兩貨の間に於ても等しく之を實行し得可し云々と。然るに彼の The Political Anatomy of Ireland 第十章六十八頁は純金及び精銀の間に於ける價値の比例が土と人の勤勉に依りて兩者中其一方を多量に生產するに因りて變動することを言明し、金は往昔同量の銀の十二倍を價せるに過ぎざりしが、近時に至り其十四倍の價値を有することゝ爲れるの事實に基き、金銀兩金屬の中單に其一方のみが貨幣たるに適當の資料たるを主張せり。此點に關する Petty の意見は Liverpool 伯 Charles の A Treatise on the Coins of the Realm; in a Letter to The King（一千八百〇五年版百十三頁以下）並に Samuel Dana Horton の The Silver Pound and England's Monetary Policy since the Restoration, together with the history of the Guinea illustrated by Contemporary Documents.（一千八百八十七年版百六十五頁—七十一頁）によりて相異れる意義に解釋せらる。即ち Liverpool 卿は其著の第十四、百十四、並に百二十五頁に於て前揭 Political Anatomy of Ireland 第十章の所說を引用し、彼を以て John Locke 及 Further Considerations concerning Raising the Value of Money; wherein Mr. Lowndes's Arguments for it in his late Report concerning *An Essay for the Amendment of the Silver Coins* are particularly examined.（一千六百九十五年初版並に再版。Liverpool は一千七百五十九年版の全集に據りて其第二卷七十五—六頁を引用せり）並に Joseph Harris の Essay on Money and Coins 第一部 The Theories of Commerce, Money, and Exchanges.（一千七百五十七年版 Liverpool は其第二章第七項五十七頁以下を引用す）に先立ちて財產の主たる尺度たる可き鑄貨は必ず單に一種の金屬のみより成る可きことを論じたる者と看做したるに對し、Horton（一千八百七十八年並に一千八百八十一年の國際貨幣議

會に於ける北米合衆國の委員たりし人にして萬國複本位制の主張者）はPettyの諸著書を考査するもLiverpool 卿が彼に歸せしめしが如き意見を發見すること能はずと做し、彼は單に單位は之を一金屬に於て維持せざる可らず、而して他の金屬より成る鑄貨は此單位に準據して其價格を決定せらる可きものなりとの思想を表明したるに過ぎずと論じ、卿にして若しThe Political Anatomy of Ireland. 以外に汎くPettyの貨幣論を涉獵せば必然其一千六百六十一年のA Treatise of Taxes and Contributions. 並に一千六百八十五年のQuantulumcunque Concerning Money. 中に於て彼が金貨の定位通用に反對するの徵證を毫も有せざりし事實を發見す可しと說けり（The Silver Pound. 百七十—七十一頁）。

六十年以前に於て一幅の土地は一千磅若しくは一千Jacobus（James一世時代に鑄造せられし金貨）を以て賣買せられたるが今や同一の土地は一千磅若しくは一千Guinea（一千六百六十三年十二月二十四日の命令に據りて初めて鑄造せられし金貨初め亞弗利加Guineaより到來せる金を以て鑄造せられしが故に其名あり、一千八百十七年まで發行せらる）を以て賣買せらるゝに至れり、而してGuineaはJacobusに比し其六分の五の量目を有するに過ぎず。如上の例よりして斯かる地價の昇降に就き如何に思惟せらるゝや。現今土地は六十年以前に比し低廉と爲りたるにや。答へて曰く、そは宛も地價の下落を實證するに似たり。然れども金は貨幣に非ずして、最も貨幣に類似せる貨物たるに過ぎず、而して銀のみが唯一の貨幣なりとせば、吾人は須く當時の一千Jacobusが現今一千Guineaを以て取得する以上の銀を獲得し得ざりしや否やを知悉せざる可らず、果して前者が後者以上に銀を取得するの力なかりしとせば、土地は金の量に對してこそ相違あれ、昔も今も同一量の貨幣に對して賣却せられつゝあるなり、而して上に例示したる所に據りては毫も其價格の昇降を立證する所なきなり。第十八問に曰く、貨幣の量目削減若しくは名價陞高と銀に銅を混ずるが如き其原質を粗惡ならしむるとの差違如何。答へて言ふ、若し斯くの如き合金にして貨幣以外に何等の用途なしとせば前者は後者に優れり。即ち銀四オンス、の量目を有したる二十志が銀三オンスに減少せしめらる可しとせば、從前の如く四オンスの外觀を裝はしむるが爲めに之に一オンスの銅を加ふるよりも、寧ろ之を三オンスに削減するを以て勝れりと做す。蓋

し汝が此銅を混せられたる三オンスの銀を要するに至らば汝は其鑑別に由りて銅を失はざる可らざるのみならず、凡そ四分に相當す可き精鍊の費用をも併せて失ふことゝなる可ければなり。Petty は又 A Treatise of Taxes and Contributions. の第十四章に於て周到なる注意を以て當時一般に行はれたる貨幣の名價陞高若しくは品位量目の低下等の如き鑄貨改惡に關する財政策を考査し、這般の行爲の目的とする所は貨幣を增加し、而して從前よりも以上に之を通用せしめんとするにあり、是れ實に同一量の貨幣を以て從前よりも多額の貨物又は勞働を購入せんことを期するものなり、斯くの如き政策は畢竟ずるに國家が債務を有する人民に對して賦課する租稅に過ぎず、即ち忌憚なく云へば一種の委託金費消に外ならず、寧ろ公然破產を聲明するの勝れるを主張し、而して同章の結論として貨幣の改惡は人民に對する頗る憐む可く且つ不公平なる課稅の方法にして今や將に沈まんとする國家が不正品の販賣並に公約の破棄を是認するが爲めに君主の肖像を捺刻するの不名譽を伴へる惡草に縋るものなりと極言せり（同書七十一頁）。而して鑄貨に對する雜分の混入が其本質の餘りに柔軟にして撓性に富めるを矯正するに資する程度以上に達するを以て其品位を低下せしめられたるものなりと做せり（同書六十六頁）。又貨幣の名價陞高とは從前と同一の名稱を保有しながら、當時よりも多くの個數に金量一封度の本位銀を分割するか、然らざれば既存の貨幣を一層高き名稱を以て呼ぶにありと定義し（同書六十七頁）、斯くて若し舊時の一志が二志に價するものと稱せられんか、其結果はあらゆる貨物の價格を二倍に騰貴せしむ可く、而して若し勞働者の賃銀を增加せしめざる可きを宣言したりとせば、そは正に當該勞働者に對する課稅たるの作用を爲す可しと論じたり（同書同頁）。大英博物館の所藏に係る Adversaria Literaria I. P. と題する寫本中に一千六百八十五年十二月十日を以て Petty の手に成れる The Powers of the King of England. の謄本あり。彼は其第六項に國王は貨幣鑄造の權力を有し、而して各種貨幣の名稱、原質、品位、圖樣、及び形態を定め、且つ其宣言に由りて之を陞高又は貶下することを得るものなりと做せり（前揭 Economic Writings of Sir W. Petty. 第二卷六百三十一頁）。彼は又 The Political Anatomy of Ireland. の第十章に於て貨幣の不齊一より結果し來る禍患並に不便は常に到る所に見る所なれども殊に愛蘭土に於て甚しきを指摘し（同書六十九頁）、品位

量目完全なる貨幣は爲替業者により擇り分けられ、廳て其眞の價値の認識せらるゝ可き地方に輸出せらるゝなり（同書七十―七十一頁）と說けり。

第十九問に曰く、一邊尼二邊尼等の如き小銀貨を非難する理由如何、答へて言ふ、小片の鑄造は頗る經費多く、而して是等の各片は自ら紛失し易く、且つ磨損の傾向大なるが故なり。即ち吾が舊時の小貨幣は現今殆ど其存在を見ず、而して吾が Groat（一千六百六十二年以後に四句齋中第五週の木曜日に王室賜施官によりて施與せらるゝ貨幣として鑄造せられしものにして今の四片に相當する銀貨）が其原質に於て一邊尼半に磨滅したるが如き是れなり（以上 Quantiumcunque 第五頁）。然り而して總て價値を低下せしめられたる貨幣は其僞造容易なるが故に非議す可きものなるが、殊に小貨幣の場合には其端數なるが故に殊に大損失を來すに至ることある可く、例へば一割乃至一割二分の低下は是に由りて二割五分の低下に等しきに至らんと做せり（A Treatise of Taxes 六十六頁）。

第二十問に曰く、Farthing 貨（四分の一邊尼）の類の如き全然劣等金屬より成れる貨幣に對する貴見如何。答へて言ふ、其實質に於て缺乏せる所は之を鑄造の精妙によりて其眞正の價値に頗る近き程度まで補充せらる可きものなり。然らざれば其實質若しくは細工の缺乏によりて贏ち得たる所のものは國王の收入の一部たる可きものなり。Petty は尙ほ A Treatise of Taxes. に於て此點を稍や詳細に論じ、貨幣をして善良ならしむるが爲めには必ずしも金銀のみを以て之を鑄造するの必要を認めず、其實質に於て眞正の價値を具有せしめて（ad valorem）鑄造せられたる銅貨又は錫貨は決して惡貨にあらず、唯だ銀貨に比し取扱不便にして且つ運搬に困難なるが故に之よりも劣等なるに止まる。細工及び實質の二者を合して眞正の價値を具有せしめたる銅貨は其數に於て過多たらざるを得ば惡貨にあらず、然も其數過多となり、一般に普及するに至らば其細工を尊重するものなきに至るが故に惡貨と化するなり。加之、特殊の人により小取引の爲めに鑄造せられたる代用貨幣は其發行者が之を回收して銀を交付するの責任を有し、且つ之を實行するの能力を有する限り、惡貨と稱するを得ずと言明せり（同書六十五頁）。

更に問ふ、斯かる目的の爲めには銅及び錫の兩者中孰れが適當なりや。答へて曰く、銅を以て適當とす。即ち銅は吾が國內に之を產せず、錫は國產の貨物なりと

雖も、前者は最も法り得可く且つ堅牢なる鑄造を行ひ得可きが故なり。今假に銅と錫とは英國內に於て同一價値を有するも、然も重量一百の錫を土耳古に輸送する時は、重量一百以上の銅を瑞典より齎すに足る可き絹を國內に輸入す可し。斯くの如き場合には內國品と外國品との差違は毫も之を重視するに足らざるなり。問者曰く、這個の主張は吾が國法に違反せる貨幣及び地金の自由輸出にも擴及するを得可し。吾が國法は不當なるものなりや。答へて言ふ、恐らく彼等は自然法に違反するものにして亦其實行困難なるものなり。何となれば吾人は貨幣及びあらゆる他の貨物を以て充實せる國家が斯くの如き法律を遵奉せず、而して却つて最高の所罰を以て是等の輸出を嚴禁せる國家が貨幣並に商品を等しく缺けること甚しき事實を知悉すればなり。尙ほ Petty は其 Treatise of Taxes の三十八—四十頁並に六十八頁に於て同一の主張を爲せり。然れども彼の實際的智識は他方に於て貨幣が國外に流出するのみにして毫も復歸する所なしとせば終には國家の力を減殺するに至る可きを說かしめたり（Political Arithmetick, or A Discourse Concerning, The Extent and Value of Lands, People, Buildings; Husbandry, Manufacture, Commerce, Fishery, Artizans, Seamen, Soldiers; Publick Revenues, Interest, Taxes, Superlucration, Registries, Banks; Valuation of Man, Increasing of Seamen, of Militia's, Harbours, Situation, Shipping, Power at Sea, &c. As the same relates to every Country in general, but more particularly to the Territories of His Majesty of *Great Britain*, and his Neighbours of *Holland*, *Zealand*, and *France*. 一千六百九十年版三十五頁）。加之、彼も亦時代の子にして、一方に交易經濟の眞諦を會得すると共に他方に於て全然マーカンチリズムの影響を脫却する能はざりしは吾人が等しく此書中に於て認め得る所なり。即ち彼は富の本源たるものは土地及び勞働にして金銀にあらざるの事實を明確に指摘し、貨幣を以て單に貴金屬が本位たるに適せる本來の傑出性に基き價値の尺度たるに過ぎざるものなりと做し、若し人が一ブッセルの穀物を生產し得ると同一の時間內に秘魯の地中より一オンスの銀を倫敦に齎すことを得るものとせば、一は以て他の自然的價格たる可し。今若し新たなる、より便易なる鑛坑の發見によりて從來彼が一オンスを得たるに對し二オンスの銀を得たりとせんか、他の事情にして等しからば（ceteris paribus）穀物は從前五志なりしに對し、十志を價するに至るなる可し（Treatise on Taxes. 三十一頁）

と謂へるに拘らず、他方に於て金銀財寶の重要視す可き所以を說きて曰く、交易窮極の大目的は全般の富にあらずして、特に他の貨物の如く消滅し得可く、變化し易きものにあらずして、然も如何なる時、如何なる場所に於ても富たる可き銀、金及び寶石の豐富なるにあり。然るに葡萄酒、穀物、家禽、肉類等の豐富なるは止だ今の場所今の時に於て(hic & nunc)富たるに過ぎず。故に斯くの如き貨物の生產及び金銀珠玉を國家に供給す可き交易を遂行するは何物よりも先づ有利なるものなりとの說を爲さしめたり（Political Arithmetick. 十八—九頁）。尙ほ此點に關しては Travers Twiss の View of the Progress of Political Economy in Europe since the sixteenth century.（一千八百四十七年版、六十三—四頁）並に前揭 Fitzmaurice 卿の Life of Sir William Petty.（百九十九—二百頁）を參照せらる可し。

第二十三問に曰く、國家は貨幣を有すること少なきの故を以て貧窮たるものにあらずや。答へて言ふ、常に必ずしも然らず、即ち最も富裕なる人々が其側に殆ど何等の貨幣をも保留せずして、最大の利潤を生ず可き種々の貨物に之を轉用し變更するが如く、多數個人の集合に外ならざる全國民も亦同一事を行ひ得可し。更に問ふ、一國家例へば英國の如き）は貨幣を有すること多きに過ぐることあり得可きや。然り、恰も一個の商人が其側に貨幣（余は鑄造せられたる貨幣を意味す）を有すること過多に失することあるが如し。三度問ふ、幾許の貨幣が一國家に取りて十分なりやを知悉す可き方法ありや。答へて言ふ、余は稍や完全に之を揣摩し得可しと思惟す、即ち余は英國のあらゆる土地に對する半年間の地代、家屋賃貸料の四分の一、あらゆる人民の經費一週間分、並に全輸出品の價値の約四分の一を支拂ふに足る貨幣を以て這般の目的の爲めに充分なりと思惟す。偖て國家が是等のものを算定せしめ、併せて其鑄貨の高を明かならしめば（彼等が其舊貨を新たに改鑄する際に最も好く之を知悉し得可し）、吾人の有する貨幣が過多なるか將た過少なるかをも亦明瞭ならしむるを得可し云々と。彼は尙ほ稍や詳細に Treatise of Taxes. (十八頁)、Verbum Sapienti（一千百九十一年 Political Anatomy of Ireland. の附錄として初めて出版せらる。其第五章）並に Political Arithmetick.（三十九頁、和蘭の銀行を論ずるに當り關說せるもの、並に其第九章）を以て同一の問題に論及せり。即ち一國の貨幣は恐らく其富の百分の一に過ぎざる可きを以て（Treatise of Taxes.（十七頁）、其所有を

過大視するは無稽の說なり。而して這般の事實を記憶せば、一國內に流通す可き鑄貨の高如何を決定す可き一定の方法存せざる可らず。玆に遵守せらる可き一般の法則は單に一國の富の洽く增加したる場合に限り之を增加せしむ可しと云ふにあり。而して精確に之を量定せんが爲めには吾人は人民の數、其每年の費用高、並に其常例の決算期を知了せざる可らず、例へば土地の賃貸料が年々八百萬に達し、而して之を半年每に支拂ふ可きものとせば是等の地代を支拂ふが爲めに鑄貨四百萬の存在を必要となすが如し（Political Arithmetick 百十一頁）。Petty は又 Verbum Sapienti. に於て貨幣は國家（Body-politick）の脂肪に過ぎず、從つて其過少が之を病弱ならしむると等しく、其過多は屢々之が快活を阻害することある可しと做せるも、然も脂肪が筋肉の運動を圓滑ならしめ、食物の不足に際して營養を給し、不齊の凹所を滿し而して身體を美化すると等しく、國內の貨幣も亦國家の行動を敏活ならしめ、內國の窮乏に際しては國外より貨物の供給を得せしめ、其可分性に因りて計算を圓滑ならしめ、而して殊に之を多量に有する個人を飾ること大なるも、然も亦全體を美化するものなりと頌し、（同書十四五頁）應て國家政策の實際問題を考察するに當りては、政治的見地に立ちて論斷し、新興の近代的國家に取り最大なる要求は充實せる國庫に存するを以て、貴金屬の輸入を奬勵す可きを說き、交易及び武器によりて國家の金銀珠玉を增加せしむる者の資本が課稅に由りて減殺せられ、而して之を、喰ひ、飮み、歌ひ、遊び且つ躍る外、何等爲すことなき者、且つは又形而上學其他無用なる空理の研究に耽り、若しくは有形物又は國內に於て眞正の用途並に價値を有する物の生產に從事せざる者の手に移すは、公共の富を減少せしむるものなりと主張し（Political Arithmetick 三十八頁）、猶ほ又同一の意見に基き金銀に代へて他國人に土地を賣却するは王國の資本を增大する所以なりとの論を爲せり（同書百十六頁）。

第二十六問に曰く、吾人の有する貨幣が過少なるに際しては如何なる救濟策ありや（以上 Quantuluncunque 六頁）。答へて曰く、一銀行を設立するにあり、良く算度せられたる銀行は吾が鑄造貨の效果を殆ど倍加するものなり。而して英國內には全商業界の取引を營ましむるに充分なる資本を供給す可き一銀行に對する諸材料を具有せり云々と。Petty も亦當時に於ける幾多の經濟論者と等しく常に其眼を

英國の經濟的競敵たる和蘭に着くるを怠らざりしものにして、殊に彼が和蘭の在住（一千六百四十三年より同四十五年に至る）は彼をして同國の銀行制度に親炙せしめたり、銀行制度の大利益は一國に取り通貨として流通する貴金屬の高を減少するを得せしむるに在り。例へば一國の交易を推進するが爲めに十萬磅の貨幣を要するに拘らず、同國内には僅々六萬磅の現金存するのみにして、而して其内二萬磅を以て五十磅以下の支拂を行ふに足れりと假定せば、此場合に四萬磅は銀行に投せられて適當なる保證の下に自由に使用せられ、以て八萬磅の用を爲すを得可し、斯くて四萬磅の信用を以て銀行外の二萬磅と合して都合十萬磅の高を調達するを得可しと說けり（Political Arithmetick. 二十九―三十頁）。加之 Petty も亦幾多の時人と等しく土地銀行の思想を有せり（三田學會雜誌第十一卷第三號所載拙稿「ペチオクラアトの純收益論」參照）。即ち彼の意見に據るに信用の制度は更に擴張せらる可きものにして、銀行に於ける保證は必ずしも金屬たるを要せず、從つて又土地財產の基礎の上に貨幣を發行し得ざるの理由なきなり（同書百十四頁）、彼は斯くの如き計畫の鞏固なるを確信し、而して愛蘭土に土地銀行の建設を見んとを欲したり（Political Anatomy of Ireland 七十五頁）。彼は又其 A Treatise of Ireland, 1687.（Hull 教授によりて一千八百九十九年初めて大英博物館の寫本より印刷せられたるもの）に於て土地の價値を以て國内及び國際間の交易に取り、金銀よりも良好なる流通資料を作成し得可きを主張せり（Economic Writings of Sir W. Petty. 五百五十八頁）。

第二十七問に曰く、吾人の有する貨幣が過多なるに際しては如何なる救濟策ありや。答へて言ふ、吾人は其最も量目大なるものを溶解して華麗なる延板と爲し、金銀器に之を使用す可し、然らざれば之を商品として其缺乏し欲求せらるゝ地に輸出し、或は利率高き所に利子を徵して貸出さしむ可し。問者更に曰く、利子又は Use-Money とは何ぞ。答へて言ふ、約定せられたる一定期間、汝自ら其間に如何なる必要を有するも汝の所有せる貨幣の使用を停止するに對する報酬なりと。彼は又 Treatise of Taxes. 第五章に於て利子を論じ、之を以て將來に於ける一定時期に至るまで自己の貨幣の返付を得ざる不便に對する賠償なりと稱せり（同書二十九頁）。國法を以て利子の徵收を禁止す可き理由なし。爲替にして許容せらるゝ以上、利子の限定せらる可き所以を見ず、何となれば兩者は其本質に於て最も酷く似通へ

るものなればなり。然らば爲替とは如何（第二十九問）。曰く地方的利子なり、即ち汝が最も其使用を必要とするが如き場所に於て汝の貨幣を有するが爲めに與へらるゝ報酬なり云々と。而して其歩合は危險に對する割增金の高及び兩地間に於ける輸送の費用に由りて支配せらる（Treatise of Taxes 三十頁）。利潤の地方的差違も亦之を增減す。爲替は本來兩地間水陸の運賃及び保險料以上に昇ることなきものなるが、愛蘭土と英國との間に於ける爲替歩合は這般の原則の適用を許す可く餘りに高率にして、同國は之に對して例外たるの觀あり。此異常なる高率は對英愛蘭土貿易に課せられたる拘束の結果にして、英國に對する債務を支拂ふが爲めに愛蘭土より輸出せらるゝ貨物は、兩國間の交易禁止せらるゝが故に、例へば先づ Barbados に輸送せられ、同地に於て砂糖と交易せられて之を英國に送致し、此所に之を賣却せざる可らず。是に由りて爲替歩合が往々一割五分にも騰る所以を容易に發見するを得可し（Political Anatomy of Ireland 七十二頁）。

第三十問に曰く銀行家の業務如何。答へて言ふ、利子及び爲替を賣買するに在り。彼の正直は單に信用と稱せらるゝ世間の好評の上に基礎を有する有利なる職業を失ふ可き刑罰に由りてのみ維持せらるゝものなりと。猶ほ Petty が銀行に關する所言は Treatise of Taxes（九、十、十八、並に六十三頁）Political Arithmetick（百十三—四頁）並に Political Anatomy of Ireland（百二十四並に百二十八頁）に於て之を發見し得可し。

第三十一問に曰く、汝は最に劣等貨幣及び Farthing 貨に就きて言說し、彼等は概ね內部價値以下のものなるが故に無限に（ad infinitum）增加することを許す可きものに非ずと做せり。果して然らば幾許の高を以て足れりとするやを知悉す可き方法ありや。答へて言ふ、余は其方法存せりと思惟す、即ち各家族に對し Farthing 貨を以て約十二邊尼を與ふるものとし、而して英國內に於ける家族の數は一百萬に達すとせば（余は爾く思惟す）、五百萬磅の Farthing 貨を以て兩替の用に充分なりと看做す可し。而して此種の Farthing 貨が其內部價値よりも低きこと五分の一に過ぎずとせば、國民は其便益の爲めに單に一百萬磅を支拂ふことゝ爲る可し。然も若し此家族數に據るの方法を以て充分なる制限にあらずとせば、國內に流通する最小片の銀貨を考察して之を補正す可し、即ち小銀貨の高如何に由りて亦 Farthing 貨の

高を決定す可し。（彼は前掲 Treatise of Taxes. 十八頁に於て、最小の銀貨が六邊尼なる場合よりも二邊尼銀貨の多量なる場合には Farthing 貨を要すること少なかる可しと說けり）。Farthing 貨の用は單に銀貨を以てする支拂を補充し、而して計算を適合せしむるに過ぎず。斯くて若し汝の不全なる舊 Farthing 貨を一邊尼の五分の一に貶下せしめば、汝はあらゆる計算の容易と正確との爲めに要求せられつゝありしもの）に據りて行ふを得可く、以て其計算整齊の效果を增加するを得可し。

第三十二問に曰く、利子限定に關する我が法制に對する貴見如何。答へて曰く、曩に貨幣輸出の制限に就きて云々せる所と同一なり、而して爲替限定に對する法制に就きても亦同一の論を爲し得可し。即ち利子は常に自己の滿足停止に對する報酬の外に、頗る不定なる保險料金を伴ふものなり。例へば愛蘭土に於て曾て土地（最も安全なる貨物）が二ヶ年分の地代を以て賣却せられたることあり、其當時二割三割乃至四割の利子を徵するは當然正當のことたりしなり、然るに法律は僅々一割の利率を許したるに過ぎず。其後土地は十二ヶ年分の地代に相當するまでに騰貴し、信用ある者は約八分を支拂ふに過ぎざるも、而も支拂能力なき者（原文に "insolent Men" とあるは誤植なる可きか。姑く前掲 A collection of scarce and valuable tracts 第二版に據り之を "insolvent" と解す。同書第八卷四百七十七頁參照）は國法を無視して十割の利子を提言するなる可し。猶ほ又或者は二十ヶ年の賃子に相應する一百磅の土地、十二年間の賃子に相當する一百磅の家屋、二ヶ年間の賃子に相當する一百磅の船舶並に六ヶ月の賃子に相當する一百磅の馬疋を所有すと假定せば、彼は其土地よりも家屋に對し、其家屋よりも船舶に對し、其船舶よりも馬疋に對して、より大なる一ヶ年間の料金を徵せざる可らざること明瞭にあらずや。若し彼の馬疋が一百磅を償するならんには彼は一日（per diem）十志以下にては之を貸與せざる可し、然るに土地は同一期間に於て一 Groat をも生せざる可し、而して是等の賃子は利子に等しきものなり云々と（以上 Quantulumcnque 第八頁）。利子を許容するは自然の法則に準據せるものなり。自然法に悖れる人界の法則は毫も其效果なきものなり。最上の保證に對して貸與せられたる貸金の利子は土地に投入せられたる同一額の金額より生ずる地代と等しかる可し。然も其保證安固

ならざるものに對しては一種の保險料が單なる自然的利子と混合し居らざる可らず（A Treatise of Taxes 二十九頁）。愛蘭土の場合の如きは正に是れなり。彼と同時代の論客が多く低利を以て殷富の原因と觀たると反し、彼は之を以て一般の經濟的繁盛の結果なりと做せり。利率の低廉なりし和蘭は多量の貨幣を有せり。而して同國は之を其賢明なる經濟政策に由りて取得せるものなりと觀たり（Political Arithmetick 二十二頁）。而して尙ほ彼は同書八頁に於て佛蘭兩國の利率を對比せり。

Petty は Francis Bacon 並に Thomas Hobbes の二大哲よりして偉大なる感化を受けたりと稱せらるゝも（前揭 Bevan 著 Sir William Petty 八十五頁以下參照）、Quantulumcunque concerning Money. に現れたる Writing of Sir W. Petty 緒言六十一頁以下參照）彼は殊に後者の感化大なるを想はしむるものあり。人をして坐ろに Ricardo を偲ばしむる底の彼が演繹的論法は正に Hobbes の影響と觀るを得可く、其自然法の觀念亦彼に享けたる所なる可し。唯だ彼は自然の支配に對する樂天的見解を有するに滿足せずして、現今の社會制度が之に背馳せる時、そは遂に無用無效なる可きを論證せんとせるなり。彼は實に此點に於て次世紀の思想家と共鳴する所あるなり。（因に記す、彼は Bacon と個人的交涉なし。新哲學の創始者が Highgate に於て逝ける時、將來の大經濟論客は未だ Hampshire なる一織匠の賤兒（プライアト）たりしなり。然も彼は其巴里に客居せる青春時に於て數學家 Pell 博士の紹介狀により等しく本國の紛爭を避けて此地に流寓せる Hobbes の知遇を受くるに至れり、而して兩者の交情は永く破るゝことなかりしなりし）。

（大正六年六月十七日）